

～運転記録証明書の活用について～

【はじめに】

運転記録証明書の活用については、近年、介護施設からの申請が増加するなど需要の高まりを踏まえて紹介させていただくものです。

交通事故防止については県民の関心も高く、業務上の運転による事故については、その責任は運転手個人に止まらず、事業所としての安全運転管理の在り方や各種の責任を問われることとなります。

被介護者搬送中の事故により、被介護者が負傷等した場合はなおさらです。

【運転記録証明とは】

無事故を継続させるには、安全運転管理者等による安全運転への的確な指導・管理の下、職員の安全運転意識を高めることが重要です。

その効果が期待できるものの一つが、運転記録証明書の取得です。

運転記録証明書は、証明期間の選択（過去5年間又は3年間又は1年間）により、その期間における、申請者（職員）の

交通違反、交通事故及び運転免許の行政処分

を証明するもので、申請に際しては1通につき670円の交付手数料が必要です。

【安全運転管理】

20人以上の一括申請では、職員個々の運転記録や特性を集約し分析した「資料」
交通事故の年代別・事故の程度別件数、交通違反の年代別・違反項目別件数、曜日別や月別の発生状況など様々な角度から当該事業所にかかる事故・違反の発生状況を分析したもの

を作成し、無償で提供致しています。

安全運転管理者は、その分析資料を基に、事業所としての事故や違反の傾向を把握し、的を射た指導・助言等の安全運転管理に役立てることができます。

【SDカードの贈呈】

運転記録証明書により、過去1年間以上、無事故・無違反であったことが証明された場合には、該当者に対し証明書の交付に併せ、その期間に応じて色分けした「SDカード」を贈呈します。

SDカードは、全国のSDカード優遇店で提示していただくと割引等の特典を受けられます。優遇店は、自動車安全運転センターのホームページに掲載しています。

【証明書取得の効果等】

運転記録証明書の取得によるその他の効果としては、

- 個々従業員が証明書で過去の運転記録を再認識し、身近な交通法規を遵守する意識を持つことで、他の法令や社内規定等の遵守精神の醸成が期待できます。
- 申請することによって運転免許のうっかり失効が判明し、救済措置ができた事例があります
- 事業所車両に社名を明記し、広報媒体としても自動車を活用されている事業所が多々ありますが、走行の様子を見るかぎり、証明書を取得している事業所の運転マナーは相対的に良好で、事業所のイメージアップに貢献しています。
- 優秀安全運転事業所としての表彰制度もあり、運転記録証明書の分析結果（翌年の申請に対する過去1年間の分析結果）において、一定の成果（年間の交通事故・違反の件数が一定の割合以下）を上げた事業所に対しては、
 - 金賞（自動車安全運転センター理事長と警察本部長の連名）
 - 銀賞（県警交通部長と自動車安全運転センター岡山県事務所長の連名）
 - 銅賞（事業所を管轄する警察署署長と自動車安全運転センター岡山県事務所長の連名）として、賞状と盾を授与しています。

【その他】

安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）では、高度な安全運転技能や知識の修得に有効な各種の研修を行っていますが、その一つに、企業等の安全運転管理等（正・副）に特化した研修もあります。

【問い合わせ先】

運転記録証明書の申請要領や安全運転管理者研修等の詳細につきましては、

〒709-2192

岡山市北区御津中山444-3

自動車安全運転センター岡山県事務所

電話 086-724-4360

までお問い合わせください。

令和2年2月

自動車安全運転センター岡山県事務所

運転記録証明書 の 活用効果



SDワンダくん

事故・違反**ゼロ**をめざして
職場で取り組む**安全運転**



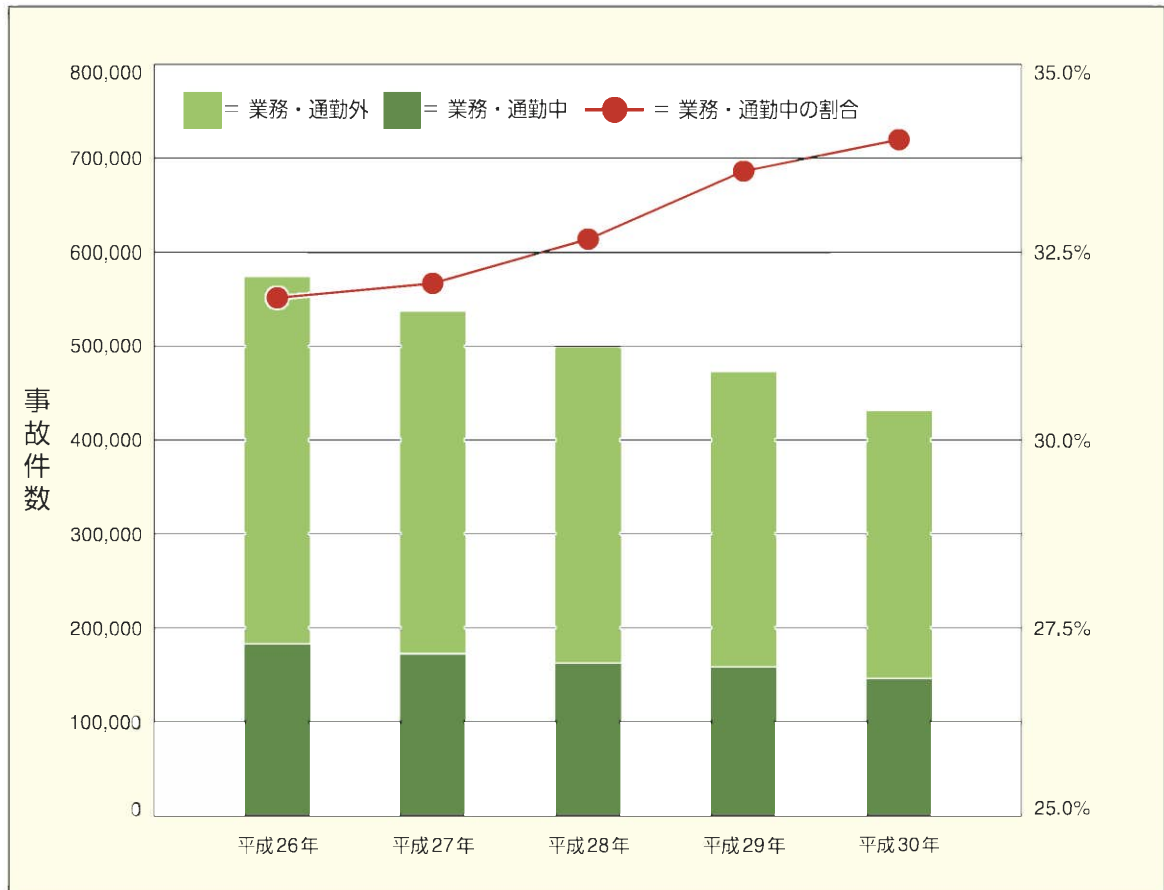
安全運転をつくろう。

自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/>

1 事業所の安全運転管理の重要性

➤ 業務・通勤中の事故比率は増加傾向です。



出典：「警察庁統計」資料より作成

事業所の安全運転管理のツールは、 運転記録証明書 です!!

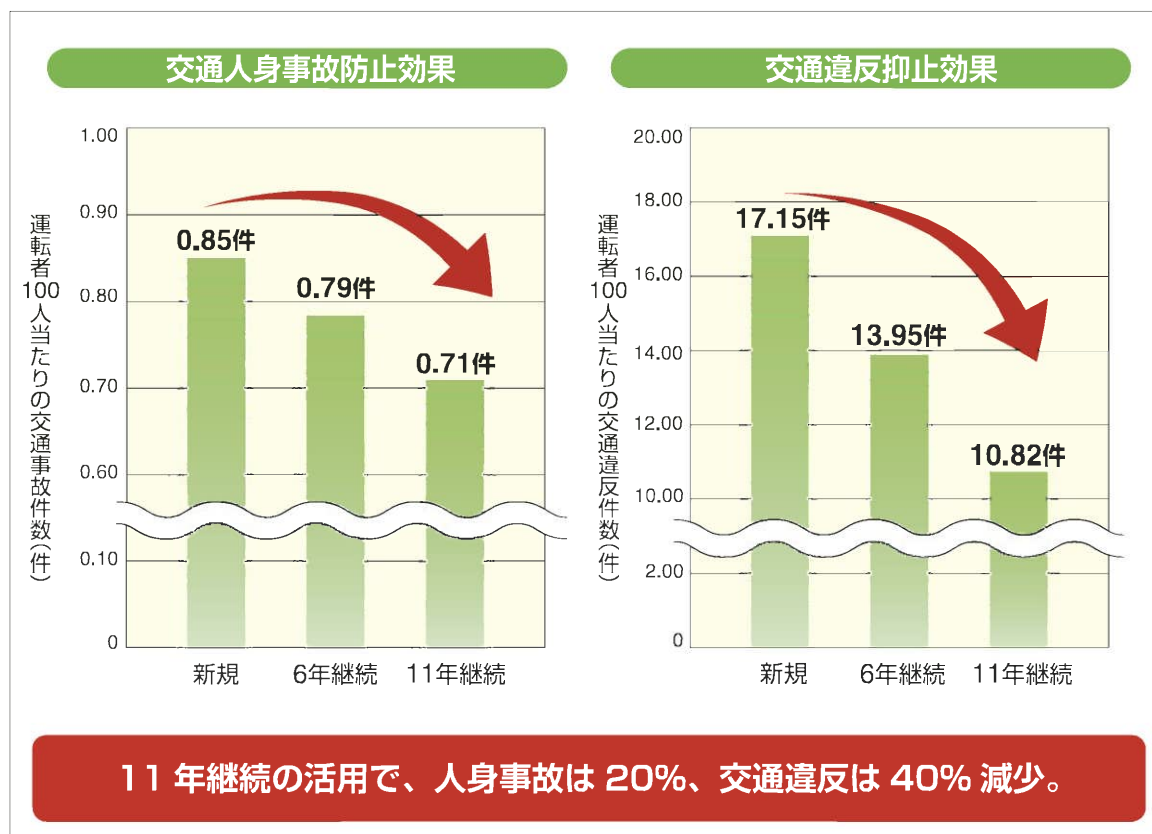
- メリット 1** 詳細なデータ分析で、事業所の課題まるわかり!!
(一人ひとりのデータに基づいた合理的な指導が可能!!)
- メリット 2** 社員さんの安全運転意識の向上!!
“継続は力なり” 事故防止に高い効果!!
- メリット 3** 1年以上無事故無違反の社員さんにはSDカードによる
特別メリット盛り沢山!!

2 運転記録証明書の活用効果

1 交通事故の防止効果

継続的な活用がより高い効果を生み出します！

多くの現場で、安全運転管理に運転記録証明書を継続活用することにより、事故・違反が減少。



※「新規」とは、運転記録証明書を一括申請した初めての年。したがって、運転記録証明書による安全運転管理が未だなされていない状況を反映したもの（900事業所 57,251人）。

「6年継続」「11年継続」とは、交付された運転記録証明書により安全運転管理を行った機関が5年以上、10年以上の状況を反映したもの（6年継続 363事業所 33,493人 11年継続 309事業所 32,017人）。

（平成29年度調査）

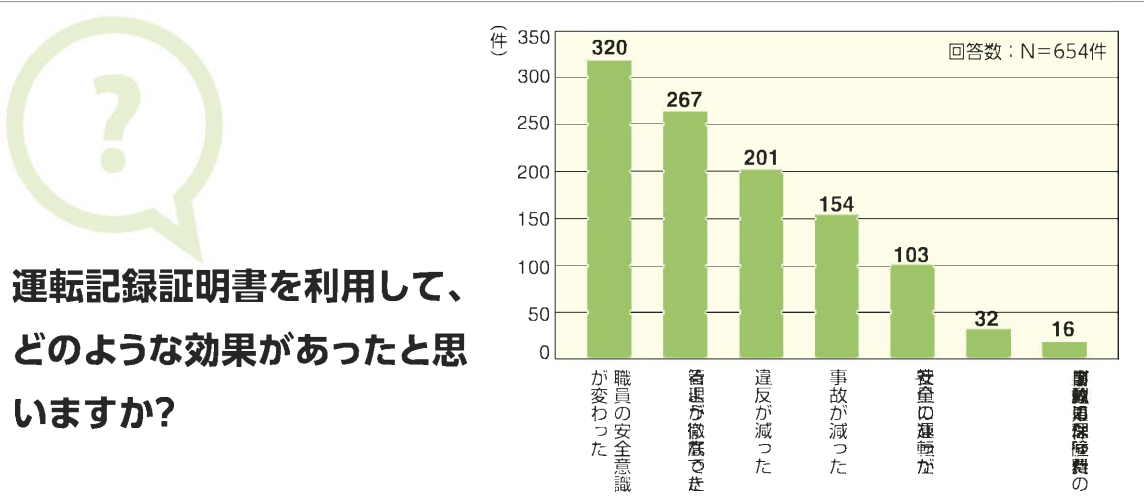
安全運転管理を行う上で、経歴証明書の活用を継続すると、「安全運転意識の向上」、「事故・違反の抑止効果」に活かされ、企業内だけでなく社会にも多大な貢献をしていることが報告されています。



② 具体的な効果

社員の安全意識が向上し、交通事故・違反も減少します！

診断の効果として多くの企業が、安全運転意識の向上と事故・違反の減少、保険料の節約、事故処理経費の削減など様々な効果を認めています。



運転記録証明書を利用して、どのような効果があったと思いますか？

活用
事業所の
声

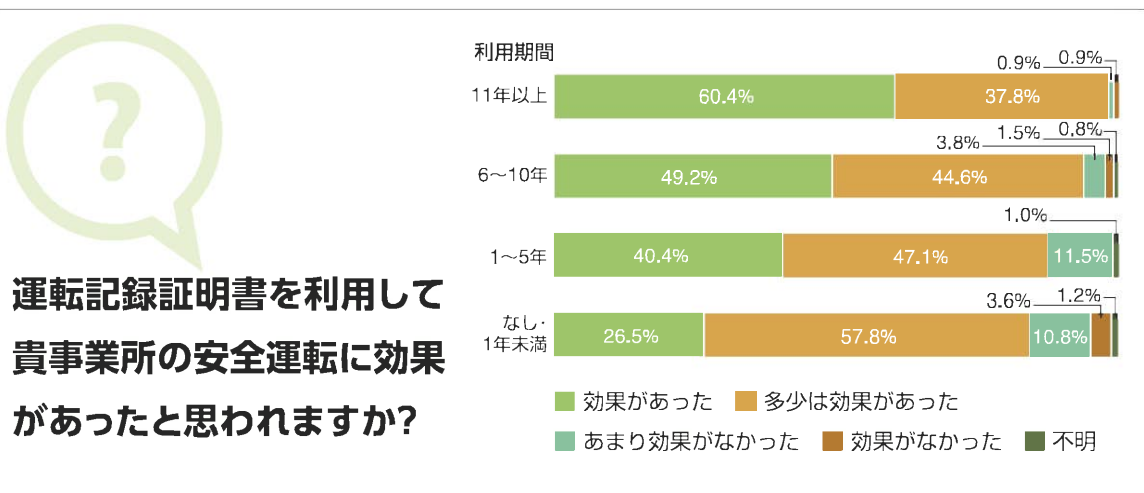
- 運転記録証明書を活用するようになって、運転者の意識も変わり、事故・違反件数が減少傾向にある。
- 運転記録証明書を活用するようになって、事故・違反の把握ができるようになった。
- 社員からの事故・違反の報告漏れがなくなった。

※数値データは、コンサルタント会社による2013年度調査結果

③ 有用性

利用期間が長いほど効果の有用性を認めています！

「運転記録証明書を利用して貴事業所の安全運転に効果があったと思われませんか」という質問に対し、ほとんどの企業が効果ありと回答しています。また、利用期間が長いほど効果ありの割合が高くなっています。



活用
事業所の
声

- 経歴証明書の活用を続けていることで事故や違反も減っていて満足している。時間帯や曜日別の項目は注視しており、通勤中なのか、仕事中心なのかを確認している。
- 自社での集計の手間も省けるメリットもあり、今後も引き続き取得を行っていききたい。

※数値データは、コンサルタント会社による2013年度調査結果

3 そもそも「運転記録証明書」って何？

●社員さん一人ひとりの過去5年・3年・1年間の交通事故・違反を証明するものです。



事故・違反を繰り返す者への指導の強化が可能になります。

大事故に至る前に効果的な指導をすることが肝要です

●事業所等が一括して証明書を申請する場合は、申請書のほかに、申請者本人（従業員）が代理人に申請、受領等を委任することを記載し、押印した書面が必要となります（申請書及び委任状の用紙は、各センター事務所に用意してあります。）。

●証明書の交付手数料は、1通につき **670円**です。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局による通常払込みの申込みには、別途払込料金が必要です。

1 証明書の内容(見本)

102-0084 東京都千代田区二番町3番地 安全 太郎 様		総理番号 60001-1	
運転記録証明書			
申請者	氏名 安全 太郎		
	生年月日 昭和 45 年 4 月 11 日生		
	免許証番号 301234567890		
記載事項	行政処分の前歴	回数 累積点数 点数	
	年月日	内 容	点数
	〇〇年〇月〇日	安全運転義務違反(軽傷事故)	8点
	〇〇年〇月〇日	停止 30日(短縮 30日)	**
	〇〇年〇月〇日	信号無視(赤色等)	2点
	〇〇年〇月〇日	速度超過(15以上20未満)指定	1点
		以下余白	
備考			

令和〇年〇月〇日 現在の過去〇年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。
令和〇年〇月〇日
自動車安全運転センター
〇〇〇 事務所長

現時点での

- 行政処分の前歴回数
- 累積点数

交通事故の場合

- 年月日
- 内容(事故の種別と原因)
- 点数

運転免許の行政処分があった場合

- 年月日(処分がなされた日)
- 内容

交通違反の場合

- 年月日(違反を起こした日)
- 内容
- 点数(違反に伴う点数)

過去5年間

過去3年間

過去1年間 の3種類があります。



② 「分析表」って何？

交通事故・違反がどのような状況でこういった頻度で発生しているのかなどが明らかになります。



交通事故・違反が発生する原因を突き止めることができます。

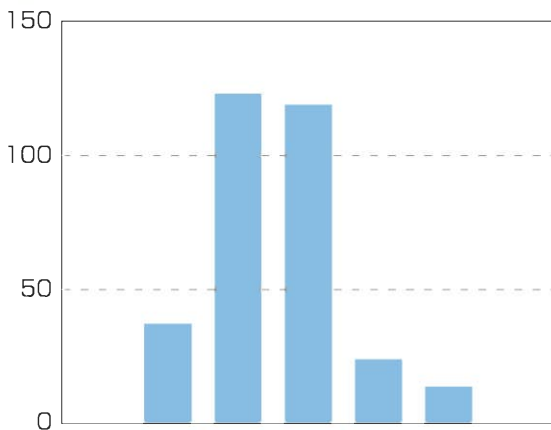


原因に応じた、**有効な対策**を立てることが可能になります。



まるわかり | 1 貴事業所の詳細データ ●分析したグラフの抜粋

■ 調査人員

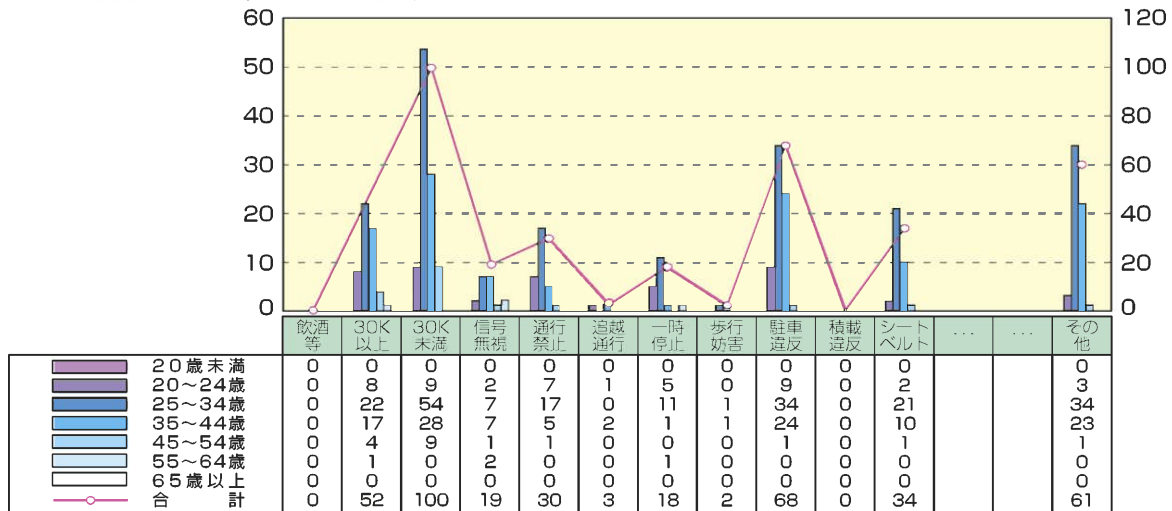


■ SDカードの年別交付件数

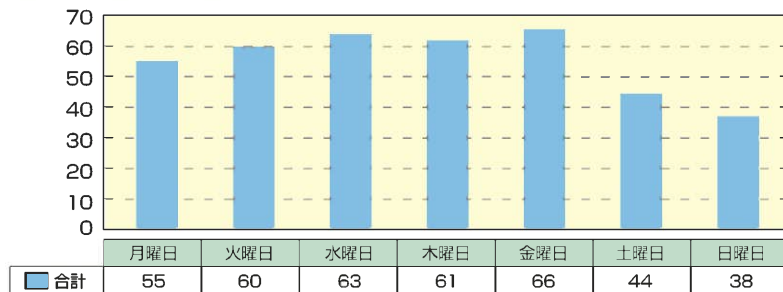
継続年数・グリーン	1年									
取得人員	63									
継続年数・ブロンズ	2年	3年	小計							
取得人員	31	26	57							
継続年数・シルバー	4年	5年	6年	7年	8年	9年	小計			
取得人員	15	13	5	11	5	5	54			
継続年数・ゴールド	10年	11年	12年	13年	14年					
取得人員	4	4	1	4	2					
	15年	16年	17年	18年	19年	小計				
	2	2	0	1	2	22				
継続年数・スーパーゴールド	20年	21年	22年	23年	24年					
取得人員	1	1	1	1	2					
	25年	26年	27年	28年	29年					
	2	1	1	1	0					
	30年	31年	32年	33年	34年	35年				
	0	0	0	0	0	0				
	36年	37年	38年	39年	40年	41年以上	小計			
	0	0	0	0	0	0	11			
取得者	非該当									
	1年未満		違反者							
207	3		107							

※一年未満は免許取得後、一年未満の無事故無違反の方です。

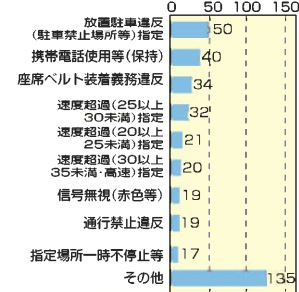
交通違反の年代別・項目別件数



交通違反の曜日別一覧表

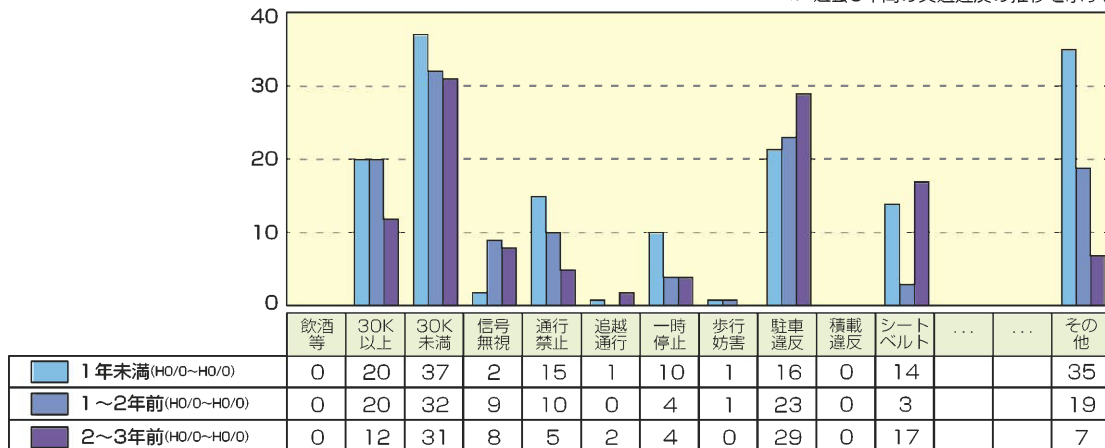


違反内訳

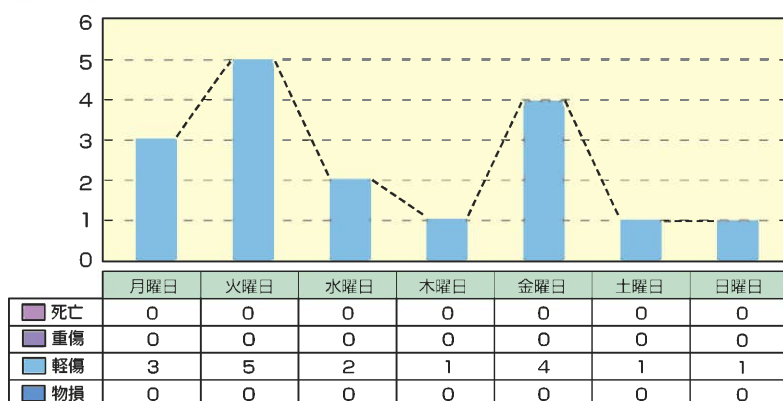


交通違反年別状況推移

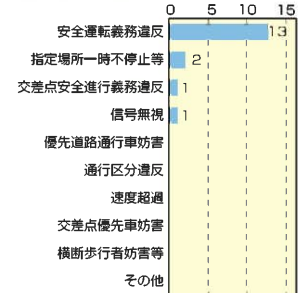
※ 過去3年間の交通違反の推移を示す。



交通事故の曜日別一覧表



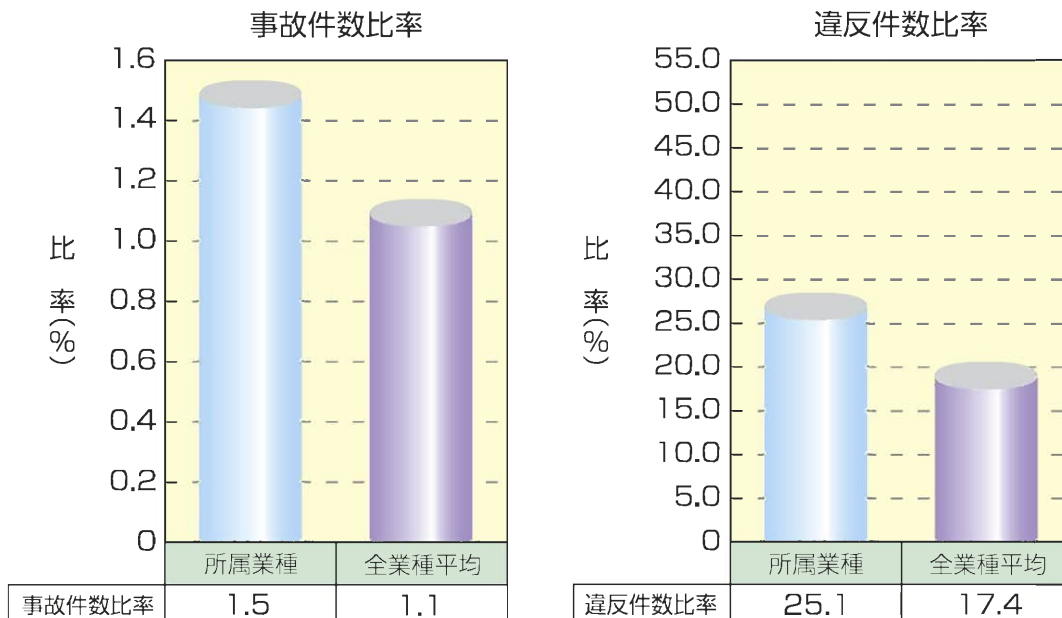
事故原因



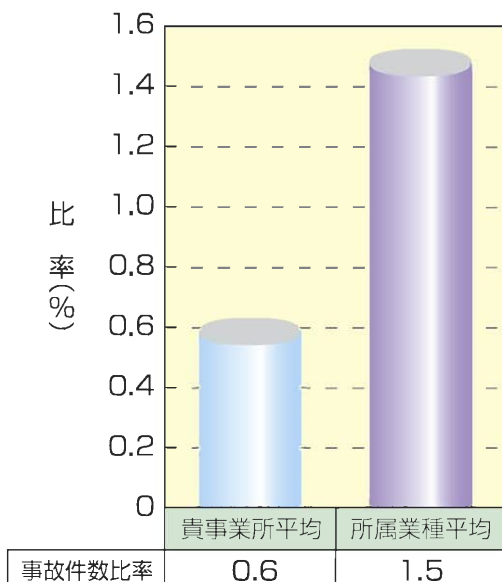
まるわかり | 2 全国同業種事業所との比較

■ 事故・違反の特徴 (例 業種：運送事業(貨物))

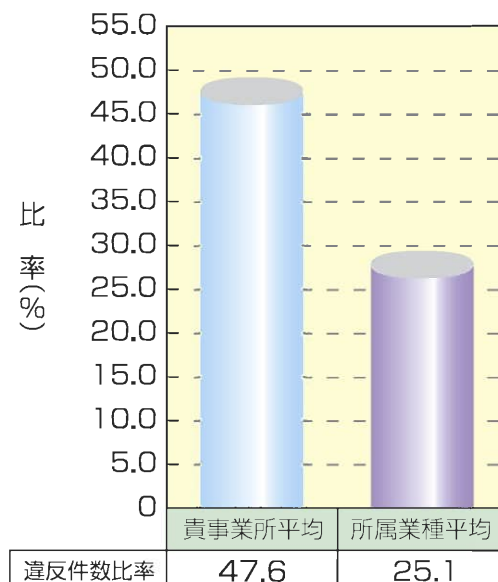
1 貴事業所所属業種の特徴



2 貴事業所の事故件数比率



3 貴事業所の違反件数比率



◎その他、交通事故・違反の特徴を資料化したものも提供することができます。

- 運転記録証明書を活用することで、組織のウィークポイントの発見と科学的な対策、安全運転者への激励など、管理者の業務が充実したものとなります。
- 職場における交通安全の風土作りに寄与します。

4 表彰など

① 優秀安全運転事業所の表彰

職場の安全運転意識や企業イメージを高めることができます！

- ▶ 運転記録証明書を活用し、職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果において一定の成果を上げた事業所を表彰する「優秀安全運転事業所表彰制度」があり、成果により銅賞、銀賞、金賞、プラチナ賞のランクに分けて警察との連名で表彰しています（詳しくは、各センター事務所にお問い合わせください。）。



受賞事業所 管理者の 声

- プラチナ賞を目指し、会社一丸となって無事故・無違反に取り組んできたので大変喜んでい。早速、朝礼等で従業員に報告し、今後も賞に恥じないよう安全運転管理に努めていきたい。
- 名誉ある賞を受賞できたことを従業員一同感謝している。運送のプロとして今回の受賞を励みに、今後なお一層、交通安全に取り組みたい。
- 受賞でき大変うれしい。今後も運転記録証明書を活用した安全管理を徹底していきたい。

② 事業所の優良運転者表彰に活用

事業所の優良運転者を表彰することで、安全運転意識を高めることができます！

- ▶ 無事故・無違反表彰=賞揚による安全運転意識の向上
- ▶ 社内セクト別による団体表彰=管理責任・連帯責任による交通事故防止の意欲増進

担当者の 声

- ほとんどの従業員が表彰をめざしてがんばっています。その結果、安全運転に関心を持つようになり、違反者の減少にもつながっています。
- 3年以上無事故・無違反の者を対象に表彰を実施しています。一度でも違反があると、またやり直しになるので、みんな真剣です。
- 年に1回、定期的に事故・違反等の記録が明らかになるので、仕事だけでなくプライベートでも安全運転を実践しているようです。



③ 交通安全コンクールへの参加



1

全国各地で様々な企画をもとに実施されている「交通安全コンクール」への参加

2

コンクール期間中の無事故・無違反を目指し、チームメンバー（個人）が安全運転を実施

3

コンクール期間終了後、期間中の実績を「運転記録証明書」として参加者に発行・交付

みんなでチャレンジ
安全運転！

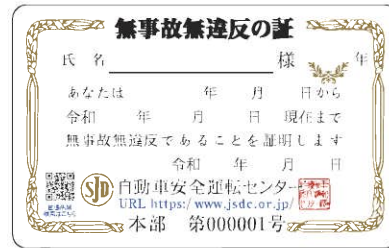


担当者の
声

- 「無事故で走ろう」を合言葉に、職場で仲間意識を高めることができました。
- 以前と比べて安全運転意識がより強くなり、さまざまな場面で防衛運転や予防運転を実践できるようになりました。
- 運転記録証明書の一括申請、無事故無違反コンクールに参加し、ようやく社員に交通安全意識が浸透するなど成果が出てきました。2年後には、交通違反が半分以下になりました。

SDカードは安全運転のあかし!!

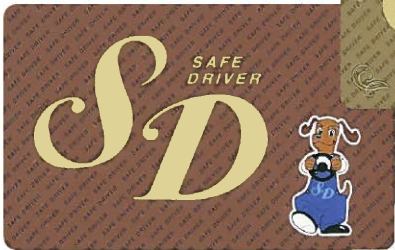
- 『無事故・無違反証明書』『運転記録証明書』の申請者で、1年以上事故・違反等の記録がない方には、安全運転者であることを表すSDカードをお渡ししています。
- SDカードは無事故無違反の年数により色分けされています。



ゴールドカード
(10年以上20年未満)



シルバーカード
(4年以上10年未満)



スーパーゴールドカード
(20年以上)



ブロンズカード
(2年以上4年未満)

グリーンカード
(1年以上2年未満)

SDカード取得者に対する優遇制度

SDカードをお持ちの方には、ガソリン代・食事代・宿泊代などの割引やマイカーローンの金利を優遇するお店が増えています。SDカード優遇店については、最寄りのセンター事務所へお問い合わせになるか、ホームページをご覧ください。



自動車安全運転センターホームページ <https://www.jsdc.or.jp/>



北海道	北海道事務所	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1-1(北海道警察本部内)	011(219)6615
	旭川方面事務所	〒070-0036	旭川市6条通10-2231-1(北海道警察旭川方面旭川中央警察署内)	0166(23)7299
	釧路方面事務所	〒085-0018	釧路市黒金町10-5-1(北海道警察釧路方面本部内)	0154(25)7171
	北見方面事務所	〒090-8511	北見市青葉町6-1(北海道警察北見方面本部内)	0157(23)1705
	函館方面事務所	〒040-0001	函館市五稜郭町16-1(北海道警察函館方面本部分庁舎内)	0138(55)7500
東北	青森県事務所	〒038-0031	青森市大字三内字丸山198-4(青森県運転免許センター内)	017(782)5074
	岩手県事務所	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-7-1(いわて県民情報交流センター内)	019(653)1871
	宮城県事務所	〒981-3117	仙台市泉区市名坂字高倉65(宮城県警察本部運転免許センター内)	022(373)7171・7172
	秋田県事務所	〒010-1607	秋田市新屋南浜町12-1(秋田県警察本部運転免許センター内)	018(863)8811
	山形県事務所	〒994-0068	天童市大字高掬1300(山形県総合交通安全センター内)	023(655)3456
	福島県事務所	〒960-2261	福島市町庭坂字大原1-1(福島県警察本部運転免許センター内)	024(591)4111
関東	東京都事務所	〒140-8682	品川区東大井1-12-5(警視庁鯉洲運転免許試験場内)	03(5781)3550・3660
	茨城県事務所	〒311-3116	東茨城郡茨城町大字長岡3783-3(茨城県警察本部運転免許センター内)	029(293)8822・8823
	栃木県事務所	〒322-0017	鹿沼市下石川681(栃木県警察本部運転免許センター内)	0289(76)1411・1412
	群馬県事務所	〒371-0846	前橋市元総社町80-4(群馬県総合交通センター内)	027(253)1102
	埼玉県事務所	〒365-0028	鴻巣市鴻巣405-4(埼玉県警察本部運転免許センター内)	048(541)2411・2413
	千葉県事務所	〒261-0025	千葉市美浜区浜田2-1(千葉県警察本部運転免許センター内)	043(276)3040・3080
	神奈川県事務所	〒241-0815	横浜市旭区中尾1-1-1(神奈川県警察運転免許センター内)	045(364)7000・7001
	新潟県事務所	〒957-0193	北蒲原郡聖籠町東港7-1-1(新潟県警察本部運転免許センター内)	025(256)2344
	山梨県事務所	〒400-0202	南アルプス市下高砂825(山梨県総合交通センター内)	055(285)2344・2345
	長野県事務所	〒381-2224	長野市川中島町原704-2(長野県警察本部北信運転免許センター内)	026(292)5111
	静岡県事務所	〒420-0949	静岡市葵区与一6-16-1(静岡県警察中部運転免許センター内)	054(252)3191・3192
中部	富山県事務所	〒931-8562	富山市高島62-1(富山県運転教育センター内)	076(451)1840・1841
	石川県事務所	〒920-0209	金沢市東蚊爪町2-1(石川県警察本部運転免許センター内)	076(237)5900
	福井県事務所	〒919-0476	坂井市春江町針原58字3(福井県警察本部運転者教育センター内)	0776(51)3980・3981
	岐阜県事務所	〒500-8384	岐阜市数田南5-14-12(岐阜県シンクタンク庁舎内)	058(274)1000・1001
	愛知県事務所	〒468-8537	名古屋市天白区平針南三丁目605番地(愛知県警察本部運転免許試験場内)	052(805)0625
	三重県事務所	〒514-0821	津市垂水2566(三重県警察運転免許センター内・東ウイング)	059(223)1231
近畿	滋賀県事務所	〒524-0104	守山市木浜町2294(滋賀県警察本部運転免許センター内)	077(585)3456
	京都府事務所	〒612-8486	京都市伏見区羽束師古川町647-1(京都府警察本部自動車運転免許試験場内)	075(631)7600
	大阪府事務所	〒571-0033	門真市一番町23-16(大阪府警察門真運転免許試験場内)	06(6909)5821
	兵庫県事務所	〒650-0011	神戸市中央区下山手通5-4-1(兵庫県警察本部内)	078(351)7882・7886
	奈良県事務所	〒634-0007	橿原市葛本町120-3(奈良県警察本部運転免許課内)	0744(23)7171
	和歌山県事務所	〒640-8313	和歌山市西1-1(和歌山県警察本部交通センター内)	073(472)4433
中国	鳥取県事務所	〒680-0841	鳥取市吉方温泉2-501-1(鳥取県運転免許センター内)	0857(50)1288
	島根県事務所	〒690-0131	松江市打出町250-1(島根県警察本部運転免許センター内)	0852(36)6255・6256
	岡山県事務所	〒709-2192	岡山市北区御津中山444-3(岡山県運転免許センター内)	086(724)4360
	広島県事務所	〒731-5108	広島市佐伯区石内南3-1-1(広島県警察本部運転免許センター内)	082(941)5111
	山口県事務所	〒753-8504	山口市滝町1-1(山口県警察本部内)	083(924)4151
四国	徳島県事務所	〒771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓1-1(徳島県運転免許センター内)	088(699)1100
	香川県事務所	〒761-8031	高松市郷東町587-138(香川県警察本部運転免許センター内)	087(882)3399
	愛媛県事務所	〒799-2661	松山市勝岡町1163-7(愛媛県警察本部運転免許センター内)	089(978)1999
	高知県事務所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川165(高知県警察本部運転免許センター内)	088(892)5221
九州	福岡県事務所	〒811-1396	福岡市南区花畑4-7-1(福岡県警察本部福岡自動車運転免許試験場内)	092(564)3644
	佐賀県事務所	〒840-0831	佐賀市松原1-1-16(佐賀県警察本部内)	0952(29)0335
	長崎県事務所	〒850-8548	長崎市尾上町3-3(長崎県警察本部内)	095(825)4591
	熊本県事務所	〒869-1107	菊池郡菊陽町辛川2655(熊本県警察本部運転免許センター内)	096(233)2111
	大分県事務所	〒870-0401	大分市大字松岡6687(大分県運転免許センター内)	097(524)6420
	宮崎県事務所	〒880-0835	宮崎市阿波岐原町前浜4276-5(宮崎県総合自動車運転免許センター内)	0985(29)3456・3457
	鹿児島県事務所	〒891-0122	鹿児島市南栄5-1-2(鹿児島県交通安全教育センター内)	099(269)7574・7575
	沖縄県事務所	〒901-0225	豊見城市字豊崎3-22(沖縄県警察運転免許センター内)	098(840)2822

自動車安全運転センター本部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地(麹町スクエア6階) Tel.03-3264-8600(代表) Fax.03-3264-8610

安全運転中央研修所

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町605-16 Tel.029-265-9555(代表) Fax.029-265-9565

介護保険サービス事業所の方への情報提供について

各介護保険サービス事業所の方へ、お知らせしたい情報が厚生労働省ホームページに掲載されています。

情報を有効に活用いただきますようお願いします。

○介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00013.html

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonaihitohenotaiou.html

○人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html

○福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組指針

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html>

○認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html